

平成28年度 第1回 苦情処理評価委員会(平成28年9月28日開催)の評価結果

事例番号	事例1
申出人	債務者A氏の連帯保証人であるB氏
苦情の内容	当機構が申し立てた強制競売に対し、当該債権は当機構との過去の話し合いにおいて、既に残債務免除の合意がされていると主張する抗議文が送付される。
経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当機構譲受前より、譲受元の金融機関から、担保物件について競売が申し立てられていた。</li> <li>・ 譲受の翌年に当機構が競売配当金を受領。</li> <li>・ 更にその5年後に、当機構がA氏及びB氏に対し、貸金請求訴訟を提起した。</li> </ul> <p>当該訴訟の口頭弁論期日において、B氏は、残債務免除の合意に基づき請求は消滅していると主張したが、裁判所は、免除の抗弁は理由がないとして当機構の請求を認容する判決がされ、B氏からの控訴はなく確定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その後の連絡要請に対し、B氏が一度来店したが、残債務免除の合意がある旨を主張し、提出された資産収支状況表の所有資産・収支欄は白紙であった。</li> </ul> <p>A氏とB氏の資産調査を行った結果、B氏が所有する不動産が判明した。当機構から、再三A氏とB氏に対し、連絡を要請する文書を送付したが、何ら反応はなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先方とは連絡がとれず、残債務の返済について話し合いもできない状況となったため、やむなく、B氏が所有する不動産について強制競売を申し立てたところ、本件の抗議文が送付された。</li> </ul>
当機構の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 抗議文に対する回答書を2回送付する。</li> </ul> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債権の存在については、貸金請求訴訟における判決にて確定している。</li> <li>・ 残債務免除を受けたと主張されるが、そのような事実はない。</li> <li>・ 返済交渉の場を持つべく連絡文書を送付したが、回答は得られず、やむなく、強制競売を申し立てた次第である。</li> </ul>
評価委員の意見・提言	法的には問題なく、しかるべき対応が取られている。